

おおかわ信用金庫 「金融庁『顧客本位の業務運営に関する原則』」との対応関係表

△当金庫では、お客さまの資産形成に関する業務において、おもてなしの心でお客さまの最善の利益を追求するため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定し、公表しております。また、その取組状況について毎年6月に公表し、見直しをすることとしています。このたび、当金庫では「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」の定着状況を確認するため、金融庁から発信された「共通KPI」を含め、成果指標（KPI）を公表しましたので、「顧客本位の業務運営に関する原則」と当金庫取組方針の対応関係表についても公表致します。（※掲載データ及び掲載資料等の基準日：2024年3月末日時点）

金融事業者の名称	大川信用金庫
■取組方針掲載ページのURL：	https://www.shinkin.co.jp/ookawa/pdf/okyakusama_torikumihoushin.pdf
■取組状況掲載ページのURL：	https://www.shinkin.co.jp/ookawa/pdf/okyakusama_iyoukyou.pdf

原 則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2 【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	1. お客さまの最善の利益の追求 2. 利益相反の適切な管理 3. お客さまが負担する手数料の明確化 4. お客さまに分かりやすい情報提供 5. お客さまにふさわしい商品サービスの提供 6. お客さまの資産形成にあたって信頼される業務運営および人材育成	【公表資料該当ページ】 P2、P3、P4、 P5、P6、P7、 P8、P9、P10、 P11、P12、 P13、P14、 P15、P16、 P17
		1. お客さまの最善の利益の追求 2. 利益相反の適切な管理 3. お客さまが負担する手数料の明確化 4. お客さまに分かりやすい情報提供 5. お客さまにふさわしい商品サービスの提供 6. お客さまの資産形成にあたって信頼される業務運営および人材育成	【公表資料該当ページ】 P2、P3、P4、 P5、P6、P7、 P8、P9、P10、 P11、P12、 P13、P14、 P15、P16、 P17
原則3 【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	2. 利益相反の適切な管理	【公表資料該当ページ】 P8、P13
		2. 利益相反の適切な管理	【公表資料該当ページ】 P8、P13
原則4 【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	3. お客さまが負担する手数料の明確化 4. お客さまに分かりやすい情報提供 5. お客さまにふさわしい商品サービスの提供 6. お客さまの資産形成にあたって信頼される業務運営および人材育成	【公表資料該当ページ】 P2、P3、P4、 P5、P6、 P12、P14
		3. お客さまが負担する手数料の明確化 4. お客さまに分かりやすい情報提供 5. お客さまにふさわしい商品サービスの提供 6. お客さまの資産形成にあたって信頼される業務運営および人材育成	【公表資料該当ページ】 P2、P3、P4、 P5、P6、 P12、P14

原 則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	1. お客さまの最善の利益の追求 3. お客さまが負担する手数料の明確化 4. お客さまに分かりやすい情報提供 5. お客さまにふさわしい商品サービスの提供 6. お客さまの資産形成にあたって信頼される業務運営および人材育成	【公表資料該当ページ】 P2、P3、P4、 P5、P6、P7、 P8、P9、P10、 P11、P12、 P14
(注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由（顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む） ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容（第三者から受け取る手数料等を含む）及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	1. お客さまの最善の利益の追求 3. お客さまが負担する手数料の明確化 4. お客さまに分かりやすい情報提供 5. お客さまにふさわしい商品サービスの提供 6. お客さまの資産形成にあたって信頼される業務運営および人材育成	【公表資料該当ページ】 P2、P3、P4、 P5、P6、P7、 P8、P9、P10、 P11、P12、 P14
(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することができるよう、それ程の重要な情報について提供すべきである（（注2）～（注5）は手数料等の情報を提供する場合においても同じ）。	実施	1. お客さまの最善の利益の追求 3. お客さまが負担する手数料の明確化 4. お客さまに分かりやすい情報提供 5. お客さまにふさわしい商品サービスの提供 6. お客さまの資産形成にあたって信頼される業務運営および人材育成	【公表資料該当ページ】 P2、P3、P4、 P5、P6、P7、 P8、P9、P10、 P11、P12、 P14
(注3) 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	1. お客さまの最善の利益の追求 3. お客さまが負担する手数料の明確化 4. お客さまに分かりやすい情報提供 5. お客さまにふさわしい商品サービスの提供 6. お客さまの資産形成にあたって信頼される業務運営および人材育成	【公表資料該当ページ】 P2、P3、P4、 P5、P6、P7、 P8、P9、P10、 P11、P12、 P14
(注4) 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	1. お客さまの最善の利益の追求 3. お客さまが負担する手数料の明確化 4. お客さまに分かりやすい情報提供 5. お客さまにふさわしい商品サービスの提供 6. お客さまの資産形成にあたって信頼される業務運営および人材育成	【公表資料該当ページ】 P2、P3、P4、 P5、P6、P7、 P8、P9、P10、 P11、P12、 P14
(注5) 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	1. お客さまの最善の利益の追求 3. お客さまが負担する手数料の明確化 4. お客さまに分かりやすい情報提供 5. お客さまにふさわしい商品サービスの提供 6. お客さまの資産形成にあたって信頼される業務運営および人材育成	【公表資料該当ページ】 P2、P3、P4、 P5、P6、P7、 P8、P9、P10、 P11、P12、 P14

原 則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所	
	実施	1. お客さまの最善の利益の追求 3. お客さまが負担する手数料の明確化 4. お客さまに分かりやすい情報提供 5. お客さまにふさわしい商品サービスの提供 6. お客さまの資産形成にあたって信頼される業務運営および人材育成	【公表資料該当ページ】 P2、P3、P4、 P5、P6、P7、 P8、P9、P10、 P11、P12、 P14	
(注1)	実施	1. お客さまの最善の利益の追求 3. お客さまが負担する手数料の明確化 4. お客さまに分かりやすい情報提供 5. お客さまにふさわしい商品サービスの提供 6. お客さまの資産形成にあたって信頼される業務運営および人材育成	【公表資料該当ページ】 P2、P3、P4、 P5、P6、P7、 P8、P9、P10、 P11、P12、 P14	
原則 6	(注2)	実施	1. お客さまの最善の利益の追求 3. お客さまが負担する手数料の明確化 4. お客さまに分かりやすい情報提供 5. お客さまにふさわしい商品サービスの提供 6. お客さまの資産形成にあたって信頼される業務運営および人材育成	【公表資料該当ページ】 P2、P3、P4、 P5、P6、P7、 P8、P9、P10、 P11、P12、 P14
(注3)	非該当	当金庫は金融商品の組成に携わっていないため、原則6（注3）に該当する項目はありません。	【公表資料該当ページ】 P1右下（※）	
(注4)	実施	1. お客さまの最善の利益の追求 3. お客さまが負担する手数料の明確化 4. お客さまに分かりやすい情報提供 5. お客さまにふさわしい商品サービスの提供 6. お客さまの資産形成にあたって信頼される業務運営および人材育成	【公表資料該当ページ】 P2、P3、P4、 P5、P6、P7、 P8、P9、P10、 P11、P12、 P14	
(注5)	実施	1. お客さまの最善の利益の追求 3. お客さまが負担する手数料の明確化 4. お客さまに分かりやすい情報提供 5. お客さまにふさわしい商品サービスの提供 6. お客さまの資産形成にあたって信頼される業務運営および人材育成	【公表資料該当ページ】 P2、P3、P4、 P5、P6、P7、 P8、P9、P10、 P11、P12、 P14	
原則 7	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	3. お客さまが負担する手数料の明確化 6. お客さまの資産形成にあたって信頼される業務運営および人材育成	【公表資料該当ページ】 P2、P3、P4、 P5、P6、P10 P12、P14
(注)	金融事業者は、各原則（これらに付されている注を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	3. お客さまが負担する手数料の明確化 6. お客さまの資産形成にあたって信頼される業務運営および人材育成	【公表資料該当ページ】 P2、P3、P4、 P5、P6、P10 P12、P14

【本件の照会先】	部署名	営業推進部 保険証券課（担当：白水・馬場上・平川・中村）
	連絡先	電話番号：0944-86-6923